

川監委発第233号

令和2年3月27日

川越市長 川合善明様
川越市議会議長 三上喜久蔵様

川越市監査委員 牛窪佐千夫
同 石川隆二
同 山木綾子
同 大泉一夫

定期監査及び行政監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項及び同条第2項の規定に基づき、定期監査及び行政監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を提出する。

第1 監査の対象

文化スポーツ部

文化芸術振興課、スポーツ振興課、国際文化交流課、美術館
保健医療部

保健医療推進課、国民健康保険課、高齢・障害医療課、保健総務課、
保健予防課、食品・環境衛生課、衛生検査課、健康管理課、
健康づくり支援課

第2 監査の期間

令和元年12月4日から令和2年3月27日まで

第3 監査の方法

あらかじめ提出された資料に基づき、所属長、関係職員からその内容について説明を求め、令和元年度（4月から10月まで）の事務の執行及び財務に関する事務の執行が、法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているか否かを主眼として監査した。

今回の監査重点事項及び主な着眼点については、以下のとおりである。

1 収入事務について

・ 使用料、雑入（その他雑入）を対象とし、4件以上該当する所属については、3件を抽出した。

着眼点 ①調定事務 ②徴収事務 ③滞納状況

2 現金の管理について

着眼点 ①管理状況 ②照合体制 ③納入状況

3 契約事務について

・ 委託契約（随意契約）を対象とし、4件以上該当する所属については、契約の内容等を考慮し、3件を抽出した。

着眼点 ①契約の方法 ②契約締結 ③契約の履行

4 旅費の支出事務について

着眼点 ①目的及び履行

5 備品管理について

・ 備品出納簿より3件を抽出した。

着眼点 ①管理状況

6 情報管理について
着眼点 ①管理状況

第4 監査を執行した監査委員

牛窪佐千夫、石川隆二、山木綾子、大泉一夫

第5 監査の結果

監査の対象となった部署における事務の執行及び財務に関する事務の執行については、法令に準拠するなど適正に執行されているものと認められた。